

小浜市空き家・空き宅地等情報提供事業 実施要綱

(目的)

第1条 市内にある空き家・空き宅地とその周辺情報を本市公式ホームページ等を通じて発信することにより、二地域居住人口及び定住人口の拡大を図り、本市の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物件 市内にある空き家及び空き宅地など、利用されていない建物及び土地をいう。
- (2) 所有者 当該空き家及び空き宅地に係る所有権を有する者、又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有するものをいう。

(適用上の注意)

第3条 この事業は、この事業以外のいかなる物件の取引をも規制するものではない。

(物件の登録申請)

第4条 この事業による物件等に関する登録を受けようとする所有者等は、小浜市空き家・空き宅地等情報提供事業登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項による登録申請があったときは、その内容等を確認の上、小浜市公式ホームページ等に公開する。
- 3 所有者等登録申請者は、登録事項に変更があったとき又は登録を抹消しようとするときは、速やかに市長に申し出るものとする。
- 4 市長は、所有者等登録申請者から登録事項の変更又は登録抹消の申し出があったときは、小浜市公式ホームページ等の登録を変更又は抹消するものとする。

(物件の利用希望者の条件)

第5条 物件の利用を希望する者は、事業の目的を理解し、定住又は定期的に滞在することにより、本市の活性化に寄与する者とする。

(物件の利用希望受付)

第6条 市長は、物件の利用希望を受け付けたとき、利用希望者に対して当該物件の情報を提供することができる。また、必要に応じて、売買契約及び賃貸借契約に関し、利用希望者ならびに市内宅地建物取引業者の仲介をすることができる。

2 市長は、物件の所有者等登録申請者及び物件の利用希望者に対して、物件に関する交渉、売買契約及び賃貸借契約、その他権利関係については、直接これに関与しない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日より施行する。

小浜市 空き家・空き宅地等情報提供事業 登録申請書

小 浜 市 長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

— —

物件の種類	1 建物 2 土地 3 土地および建物
区分	売却 ・ 賃貸
物件の権利関係	1 申請者が物件の所有者 2 その他 ()
公開方法	1 小浜市公式ホームページでの公開 2 上記に加え国などの公共機関と連携するホームページでの公開 3 上記に加えその他関係するあらゆる媒体での公開

下記の情報を写真と共に、小浜市公式ホームページ等に公開することを承諾します。

物件の所在地	小浜市	
土地	物件の状況	面積 m ² (坪)
		現況 (宅地、雑種地、) 設備 (上水道、下水道、)
建物	物件の状況	構造 ・ 木造 (平屋 ・ 階建) [1階 m ²] ・ 軽量鉄骨 (平屋 ・ 階建) [2階 m ²] ・ その他 (平屋 ・ 階建)
		建築年 年
		空き家になった時期 年 (年経過)
		補修の要否 1 大幅な補修が必要 2 多少の補修が必要 3 補修は不要
		設備 ・ 飲料水 あり ・ なし (水道水、地下水、) ・ 電気 あり ・ なし (使用可、使用不可、) ・ トイレ あり ・ なし (和式、様式 水洗、汲取り) ・ 風呂 あり ・ なし (ユニットバス、) ・ 台所 あり ・ なし (システムキッチン、) ・ その他 ()
希望対価の額	1 売却の場合 (建物 円、 土地 円) 2 賃貸の場合 (月額 円) (敷金 円、 礼金 円) 3 価格応談	
借り手に対する要望事項		
備考	* 媒介業者の希望	

※添付書類 ～ 土地：位置図、現況写真。 建物：位置図、現況写真、間取り図。